

目黒区避難所安全確認協力員 Q&A

- ・ このページでは平成 25 年度から定例的に開催している判定業務説明会において頂いたご質問を中心に掲載しています。
- ・ 今後、目黒区避難所安全確認協力員の皆様から頂くご質問についても順次掲載していきます。

① 判定業務について

Q：安全確認業務終了後の連絡（ファクシミリの送信）については避難所安全確認協力員が行なうのか、避難所に配置された区職員が行なうのか。

A：最終的なファクシミリ送信については基本的には区の職員が行いますが、区職員が不在の場合には速やかに送信して頂きたいと考えています。

Q：図面等は担当者に事前配布はできないか。

夜間に発災した場合など暗がりの中で活動は困難となるため、事前に確認をしておきたいのだが。

A：防犯上の問題もありますので図面の事前配布はいたしません、担当していただく学校内を見学できるよう検討していきます。

Q：避難生活を行う上ではトイレについても大問題になってきます。我々はトイレについては判定しなくてもよいのですか。

A：まず、給水、排水の確認は必要となります。実際に災害が起きた場合には、建物内トイレ、下水道直結式仮設トイレ、組立式トイレ等、現にあるものに合わせて対応することになります。

Q：判定の順位が、体育館棟、職員室棟…とされていますが、生徒の安全確保などを考慮してもその順位でよいのですか。

A：判定順位については原則その通りです。最終的には、学校長、運営委員の要望も踏まえ、判定していただくことになると思います。なお、発災時には生徒はいったん校庭に避難することになっています。

Q：プールの水量確認なども必要と思われるので、チェック項目に加えたほうが良いと思いますが。

A：その方向で検討していきます。

② 体制について

Q：判定の補助をしてもらう人員の確保について、避難所で区職員やそれに準ずる職員といった要員をどのように見つければよいのか。

区職員やそれに準ずる職員が不在の場合、区民や避難者に協力を依頼するということだが、断られた場合にはどうするのか。

A：区の職員は1つの避難所に3名配置されていますので、まずその職員に依頼してください。また、避難者の中に協力できる方がいらっしゃる場合には、その方にも依頼してください。

なお、今後、避難所担当の区職員の紹介などの対応を考えていきます。

Q：大災害発生時には、判定業務終了後に電話をしたり、ファックスしたりすることはできないのではないですか。通信障害が起きているのではないですか。

A：区では、専用の防災無線回線を備えています。避難所からの情報を集計する施設課の専用回線は一般の交信回線ではないので、通信障害の可能性は少ないと思われます。

Q：学校の備蓄倉庫の鍵はどうなっているのですか。時間によっては、人がいないのではないですか。

A：防災備蓄倉庫の鍵については、近隣に住んでいる数名の区参集職員が鍵を持っていますので、全員が参集できないという事態はないと思われま。

Q：実際に現場を見てないので、エキスパンションの位置が分かりません。現場を見たとしても、区の職員と一緒になければ分からないと思います。

A：エキスパンションの位置、現場の器具等については、今後、実践的な訓練の場において検討していきたいと考えています。

Q：避難所運営協議会は22住区中13住区立ち上がっているとのことですが、資料のフローチャート（判定活動要領）6番に判定内容を避難所運営員に説明するとありますように、避難所運営協議会が立ち上がってなければどうしようもないと思いません。

A：避難所運営協議会がない住区については、学校長、区の参集職員が中心となって、避難所運営協議会を立ち上げていくこととなります。判定内容については、昼間であれば学校長に説明し、夜間の場合は区の参集職員に説明していただくこととなります。

Q：以前から要望している通り、やはり事前に現地確認をし、顔合わせをしないとお題目だけになってしまいます。やはり、運営協議会の自主的な立上げを待つようでは、前に進めないのではないですか。

A：避難所運営協議会が立ち上がった地域では、何名かの安全確認協力員の方々にご参加いただいております。そのほかに区主催の集まりも年5回行っていますので、それらの場を活用して、今後顔合わせ等を検討していきます。

Q：平日日中の発災時には、生徒の安全確保と避難所開設の要求が重なります。そのような場合、学校の事業継続計画の観点からもどのような対応方針をもっているのですか。

A：学校側でも平日日中の発災を想定し、生徒の居場所と避難者の一時退避場所を分けるなどの対応方針をもっております。

Q：自主的に現地を確認したり、顔合わせを行うことは可能ですか。また、連絡先は教えてもらえるのですか。

A：今後、施設課から安全確認協力員の方々に個別に連絡を差し上げて、防災課を通じ顔合わせや現地確認を検討したいと思います。

Q：給排水、電気など、インフラの確認のために、図面などがありますか。また、その確認範囲などが不明確です。

A：図面に関しては詳細にお示しすることができませんが、今後具体的に検討していきます。

③ 補償について

Q：目黒区避難所安全確認業務に従事しているときに負傷等した場合の補償はどうなるのか。

A：区の契約している保険で補償します。

Q：避難所安全確認協力員以外の方に協力を依頼し、その方が負傷等された場合にも補償されるのか

A：その場合にも区の責任において補償します。

④ その他

Q：今日の議事録は安全確認協力員に開示してほしいです。また、最低限図面は事前配布すべきです。その上で、内容を問い合わせできるようにしてほしいと思います。

A：議事内容については、できるだけ速やかに送付します。また、図面については、現地確認や顔合わせの中で検討させていただきます。